有料老人ホームの設置届にかかる事務手続きフロー

開設予定者	大阪市福祉局高齢者施策部 高齢施設課	関係機関
1　事前相談・協議		
・有料老人ホーム設置に係る計画書 ・建物の平面図等	受　付	
※特定施設入居者生活介護については 別途、事前協議が必要です （開設予定地での住民説明）		
2　建築確認申請		
建築確認申請		建築確認担当部局 受付・審査 建築確認済証の交付
（建設・開設準備）		
3　建設・工事・開設準備		
・有料老人ホーム設置届出書	受付・審査	
（開設準備・入居募集）	住所地特例施設 の登録	介護保険課
4　開　設		

変更届		
・有料老人ホーム事業変更届出書 変更後１か月以内に提出	受付・審査	
変更届		
・有料老人ホーム廃止・休止届出書 廃止または休止の日の１か月前までに提出。	受付	